

社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会が開設する社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介、その他の便宜の提供を行うものとする。

2 市町からの委託を受けて要介護認定に係る訪問調査を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 藤枝市瀬戸新屋8 3 番地の6

(職員の職種、職員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名

主任介護支援専門員である管理者を置く。

管理者は事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員の担当利用者数は1人当たり45名未満とする。

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝休日及び12月29日から1月3日は除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の内容は、利用者等からの相談を受け自宅を訪問し、利用者の状況や生活環境等の確認（アセスメント）を行う。その後希望を踏まえた「居宅サービス計画原案」を作成しサービス担当者会議を実施し、要望の確認等（モニタリング）を行う。必要に応じて居宅サービス計画の見直しを行う。

2 サービス事業者との連絡調整・介護保険施設の紹介を行う。

3 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、藤枝市内とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第8条 虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等、必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束等に関する事項)

第9条 身体的拘束等その他利用者の行動の制限(以下この条において「身体的拘束等」という。)は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合であつて、かつ、替わるべき手段がない場合を除き、行つてはならない。

2 身体的拘束等は、一時的で、かつ、できる限り短時間でなければならない。

3 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、そのさいの利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由（替わるべき手段がない理由を含む。）をできる限り具体的に記録しなければならない。

(感染症予防の取り組み)

第10条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の継続的な提供を実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定するとともに、研修及び訓練を定期的の実施する等必要な措置を講じるものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第12条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報を保護する。

2 職員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報を保護させるため、職員でなくなった後においてもこれら個人情報保護を厳守する旨を職員との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 11 月 13 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 1 月 30 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。